

平成 26 年度における電気事業法第 107 条の規定に基づく

立入検査の結果について（東北管内）

立入検査は、電気事業法第 107 条第 2 項又は第 3 項の規定により、事業用電気工作物を設置する者の事業場において自主保安体制が十分機能しているか否かなどを確認し、また、必要に応じ改善等、促すことによって、電気事業法の目的である公共の安全の確保を図ることを目的として実施している。

本年度に実施した設備別の立入検査件数及び主な指摘事項は次のとおり。

凡例：

法：電気事業法、電技解釈：電気設備の技術基準の解釈、
報告規則：電気関係報告規則

【火力発電設備】立入検査実施件数 9 件

○ 保安規程に違反する指摘（5 事業場）

主 な 指 摘 事 項
運転日誌に記載すべき内容（事項）が決められていない。
電気工作物の工事を実施後、主任技術者が検査し、保安上支障ないことを確認して使用するとなっているが、確認したことのエビデンスがない。
細則（作業心得）に基づき停電範囲と時間、作業器具等の準備状況を電気主任技術者が確認し、工事を行うこととなっているが、事実確認ができない。
保安規程の中で必要に応じ細則を定めることになっているが、細則が保安規程の何条に関わるものか分からない。
巡視点検測定並びに手入れ基準の頻度が、実際の点検頻度と相違している。（2 事業者）
巡視点検測定並びに手入れ基準の巡視項目が、現状の記録様式と相違している。
巡視、点検及び検査の項目において、低圧の電気工作物に係る記載がない。
ボイラー水管の補修等の基準が定められていない。
保安教育すべき従業員を明確にし、抜けがないように管理する必要がある。

○ 保安規程を変更する必要がある指摘（3事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
保安規程定める指揮命令系統及び連絡系統図と実際の組織と相違している。（3事業場）	
保存期間（3年）を上回る、巡視、点検及び測定の頻度（4年）のものがあり、前回の記録を参照できない恐れがある。	

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（3事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
電気事業法第 48 条に基づく工事計画が未届出となっている。	法第 48 条
電気関係報告規則に基づく代表者等の変更が未届出となっている。（2事業者）	報告規則第 4 条

以下の件については指摘なし

- 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【水力発電設備】 立入検査実施件数 7 件

○ 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
低圧架空電線と通信用ケーブルが発電所建屋引き込み口で接触している。	電技解釈第 78 条
街灯用低圧架空電線が樹木と接触している。	電技解釈第 79 条

○ 保安規程に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
・ 保安教育訓練が年度計画を立案し、実施されていることが確認できない。
・ 巡視、点検、検査が別表 2 に定める内容で実施されていることを一部確認できない。

以下の件については指摘なし

- 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘

【風力発電設備】 立入検査実施件数 2件

指摘なし

【太陽電池発電設備】 立入検査実施件数 2件

- 保安規程に違反する指摘（1事業場）

主 な 指 摘 事 項
巡視点検の頻度が守られていない

以下の件については指摘なし

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘
- 保安規程を変更する必要がある指摘
- 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘

【送・変・配電設備】 立入検査実施件数 2件

指摘なし

【需要設備】 平成26年度立入検査実施件数 16件

- 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に違反する指摘（2事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
冷蔵庫回路等に漏電遮断器なし	電技解釈第143条
屋側電線路の支持碍子が破損	電技解釈第110条
架空弱電流電線と低圧架空電線との離隔不足	電技解釈第76条

屋根と低圧架空電線との離隔不足	電技解釈第 71 条
低圧屋内配線にビニルコードを使用	電技解釈第 146 条 電技解釈第 164 条
電路の絶縁抵抗値が基準を満たしていない	電技解釈第 14 条

○ 保安規程に違反する指摘（6 事業場）

主 な 指 摘 事 項
規定している保安組織が実態と異なる
主任技術者の保安に係る意見を尊重していない
点検頻度が遵守されていない
巡視、点検及び測定が規定のとおり実施されていない
設備に合致した点検項目が定められていない

○ 電気事業法等関係法令に係る手続き不備等に対する指摘（2 事業場）

主 な 指 摘 事 項	根拠条文等
法人の代表者の変更届出がされていない	報告規則第 4 条第 16 号